

鳥取県告示第180号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館における県刊行物の販売代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
財団法人鳥取県観光事業団
- 2 委託期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで